高第１０２７号

令和３年１月９日

各高齢者福祉サービス施設・事業所設置者　様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る「非常事態緊急対策」に基づく高齢者・障がい者施設への

臨時抜き打ち点検の実施について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、県内の新型コロナウイルス感染状況については、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、１月６日には過去最多となる１０２人の新規感染者を確認する等、このまま推移すれば、感染爆発、医療体制の崩壊が強く懸念される大変厳しい状況となっています。

そのため、この度、「非常事態緊急対策」（令和３年１月９日付け岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）における福祉施設の対策に基づき、「年末年始」集中緊急対策における取組みを継続し、１月中（特に１２日（火）から２２日（金）までを重点として）に、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び市町村により、任意に選定した施設に対して事前連絡なしでの臨時的な施設への立入りを行い、福祉施設内感染対策に関して特に注意いただきたい「重点項目（職員の皆様における対策、施設内拡大防止対策等）」を中心とした感染防止対策の取組み状況を直接確認させていただきます。

ついては、各事業者様におかれては大変お忙しい中でのご依頼となり恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

**１　施設への臨時的な立入りによる取組み状況の点検（抜き打ち点検）について**

　（１）実施方法

　　・令和３年１月中（特に１２日（火）から２２日（金）を重点として）に、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び市町村により、任意に選定した施設に対して事前の連絡なしで臨時的な立入り等を行い、重点項目を中心とした感染防止対策の取組み状況を現場にて直接点検させていただきます。

・当該重点項目は、令和２年１２月１６日付け高第９１５号「高齢者・障がい者施設における新型コロナウイルス感染症第３波「年末年始」集中緊急対策としての一斉確認及び抜き打ち点検等の実施について（通知）」（以下、「『年末年始』集中緊急対策通知」という。）により通知しました「高齢者・障がい者施設の感染拡大防止の『重点項目』チェックリスト」（別添）に記載の項目等となります。

・なお、抜き打ち形式での現地立入りとなるため、施設での感染防止対策やサービス提供に支障が生じないよう十分配慮し、施設建物外（玄関先等）にて、コロナガード又は管理者等に聞き取りを行う方式にて実施させていただきます。

　（２）実施対象施設

　　・県内でのクラスター発生状況を勘案するとともに、職員及び利用者の日常的な施設への出入りにより感染リスクが高まっている「通所系事業所」を立入りの重点的な実施対象とします。

**【抜き打ち点検対象施設】**

**〇高齢者施設**

【通所系】通所介護、通所リハビリテーション

【その他】有料老人ホーム

|  |
| --- |
| 岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係 |
| 係長 | 田中 | 担当 | 多治見 |
| ＴＥＬ | 058-272-1111　内線 2600 |
| ＦＡＸ | 058-278-2639 |
| ＭＡＩＬ | c11215@pref.gifu.lg.jp |